

第5章 分別収集区分と資源化・適正処理

1 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化・適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出・収集することが必要です。

計画的な分別排出・収集を進めるために、発生抑制に努めた後にやむを得ずごみとして排出する場合も、以下に示す「ごみの種類・分別区分」によって排出することを通じて、できる限り資源化に努めながら、また資源化に適さないごみは適正処理を行います。

表 5-1-1 ごみの種類・分別区分と排出方法等（現行）

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法	
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革製品 など	ポリ袋（無色透明か 白色半透明）または 炭酸カルシウム入り ポリ袋（白色半透明）	
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・廃プラスチック類※1 ・ガラス類 など	無色透明な袋	
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	無色透明な袋 (45ℓ 以下)	ごみ集積所 ・午前6時頃から 8時までには排出
	容器包装 プラスチック	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など		
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・小型の電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入	
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 (店頭などの拠点収集)	
使用済み小型家電	小型家電 16 品目	—	回収ボックス (公共施設等 16 箇所)	
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛 け、透明な袋 など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等での サンデーリサイクル※2	
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集		
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬時に発火事故を防ぐため、使用済みライターは「不燃ごみと別の袋」、スプレー缶は「使い切って排出」などの排出ルールを徹底を図ります。 ・ 使用済み小型家電（携帯電話、スマートフォンを除く）は、品目に応じて「不燃ごみ」または「粗大ごみ」としても排出できます。 				

※1 廃プラスチック類：プラスチック製のおもちゃ、文具類、バケツ、ビデオテープ、CD等のごみ。

※2 サンデーリサイクル：地域の集団資源回収に出せなかった方などのために、市のごみ処理施設等で日曜日に行う資源回収。

表 5-1-2 ごみの種類・分別区分と排出方法等（広域処理移行後）

分別区分		ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革、合成皮革製品 ・廃プラスチック類 など	ポリ袋（無色透明か 白色半透明）	ごみ集積所 ・午前6時頃から 8時まで排出
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・ガラス類 など	無色透明な袋	
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	無色透明な袋 (45ℓ 以下)	
	容器包装 プラスチック	・トレイ、パック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など		
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・小型の電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入	
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式 を除く）	—	乾電池回収箱 (店頭などの拠点収集)	
使用済み小型家電	小型家電 16 品目	—	回収ボックス (公共施設等 16 箇所)	
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙バック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛 け、透明な袋 など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等 でのサンデーリサイクル	
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集		
小動物の死体	小動物の死体	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入	
<ul style="list-style-type: none"> ・水銀使用製品（体温計、温度計、血圧計）は別回収を検討します。（注2） ・不燃ごみのうち、破砕機にかけられない一物品目（かなづち、市販のつけもの石、砥石、ペンキのスプレー缶など）は、別袋の回収などに移行する方向で検討します。 				

(注) 1. 分別区分「燃せるごみ」の名称は、今後、三浦市と統一について検討します。

2. 水銀使用製品は、平成 29 年 1 月にモデル事業として拠点収集を実施し、継続予定。

* 参考として、P. 11 に廃プラスチックの分別区分変更イメージ、P. 64～67 にコラムを掲載しています。

2 ごみの資源化・適正処理

(1) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域

本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

前項の分別区分ごとの収集方法・回数などは、表 5-2-1 のとおりです。

表 5-2-1 収集方法・回数等

分別区分	収集方法・回数	収集・運搬 主体	搬入先		
			現行	広域処理 移行後	
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託	南処理工場	焼却施設
	不燃ごみ	定日収集： 2回/月 (ごみ集積所)	直営および 委託	不燃ごみ積 替保管施設	不燃ごみ等 選別施設
	缶・びん・ ペットボト ル	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託	リサイクル プラザ “アイクル”	リサイクル プラザ “アイクル”
	容器包装 プラスチック	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および 委託		
粗大ごみ	戸別収集(申込制)：随時 直接搬入	委託	粗大ごみ処 理施設	不燃ごみ等 選別施設	
使用済み乾電池 使用済み小型家電	巡回収集： 随時 (店頭など拠点収集)	直営	民間資源化 施設	民間資源化 施設	
集団資源回収	実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等でのサン デーリサイクル：4回/月	—	「段ボール、 紙パック、そ の他の紙」は リサイクル プラザ“アイ クル”に搬入	「段ボール、 紙パック、そ の他の紙」は リサイクル プラザ“アイ クル”に搬入	
臨時収集ごみ	随時	直営	—	—	
小動物の死体	申込制 随時収集・直接搬入	委託	小動物火葬 施設	小動物火葬 施設	
許可収集ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者	南処理工場	焼却施設	
直接搬入ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	排出者自ら 運搬	種類に応じ 各処理施設	種類に応じ 各処理施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか、家庭から排出されるテレビやパソコンなど、各リサイクル法の規定により事業者等が回収を行う廃棄物は、市では収集せず、法の定める回収ルートを知ります。 ・ 有害性、危険性などから、条例で排出を禁止するものについては、市では収集・受け入れをせず、購入店舗等での引取り、適正に処理できる民間処理施設を案内します。 					

③ 不燃ごみの積替保管

広域処理施設の不燃ごみ等選別施設の稼働までの間、収集した不燃ごみのほか、南処理工場に直接搬入された不燃ごみは、不燃ごみ積替保管施設に搬入して積替えを行い、県外に運んで埋立処分します。

④ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO₂）排出量を削減する等、低炭素社会構築、環境負荷低減に努めます。

⑤ 事業系ごみの取り扱い

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法第3条第1項）とされています。

事業系廃棄物であっても、一般廃棄物の最終的な処理責任は市町村にあり、市町村が収集・処分を行う場合、法の趣旨から、処理経費の負担を求めることが一般的です。

本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っています。

今後、各リサイクル法への対応、処理・資源化技術の進展や近隣の民間施設の整備状況などを見ながら、事業者自らが設置する施設での処理や、許可業者への委託処理などへの転換についても検討していきます。

なお、現在、市施設で受け入れて焼却処理している事業系植木剪定枝については、広域処理施設の稼働時期までに、事業者が直接、民間の資源化処理施設に持ち込む処理に移行します。

（2）中間処理計画

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

処理の過程でも再使用・再生利用・熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

① 再資源化施設（リサイクルプラザ“アイクル”）

表 5-1-1 中の「缶・びん・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の容器包装廃棄物、集団資源回収品目中の「段ボール、紙パック、その他の紙」を、資源化処理・売却ができる状態に選別・保管し、容器包装リサイクル法に対応した仕組みを中心にして再資源化を行います。

② 焼却施設（南処理工場）

燃せるごみとして収集・搬入されたもののほか、粗大ごみ処理施設で破砕処理した後の木質系ごみなどを焼却し、最終処分するごみ量の減容、衛生的処理を行います。

また、焼却に伴って発生する熱を回収し発電するとともに、蒸気供給などによる余熱利用を行うほか、焼却灰も土木資材等に利用できるよう民間処理施設への委託により熔融スラグ等を生成し、再資源化を行います。

③ 粗大ごみ処理施設（南処理工場）

委託による戸別収集や直接搬入される家具や家電製品（家電リサイクル法の対象品以外）を形状・材質等に応じて前処理し、破砕不適物などを選別します。

その後、破砕処理を行った後の可燃物は焼却し、鉄類は磁選機で資源物として回収します。

④ その他民間施設での中間処理・再資源化

店頭などで拠点回収した使用済み乾電池は民間資源化施設へ処理委託をし、市内 16 箇所の公共施設等でボックス回収した使用済み小型家電は国の認定を受けた再資源化事業者を引き渡すほか、集団資源回収に出された新聞紙・雑誌類などは有価物として直接売却されるなど、本市の設置する施設での処理以外の方法でも中間処理・再資源化を行います。

⑤ 今後の予定

平成 31 年度に稼働予定の広域処理施設では、燃せるごみを焼却施設で焼却処理するとともに、不燃ごみと粗大ごみは不燃ごみ等選別施設で破砕・選別処理を行い、金属類等の資源物を回収し、可燃性粗大ごみと可燃性残さを焼却施設で焼却処理します。また、不燃ごみから燃せるごみに分別を変更する予定の廃プラスチック等を焼却することで、最終処分量の削減を図り、発生する熱の回収による発電を行っていきます。

また、容器包装廃棄物については引き続きリサイクルプラザ“アイクル”で再資源化に向けた選別・保管を行っていくほか、新たに、地域団体等の清掃活動等で分別された植木剪定枝については、効率的な収集・運搬方法、処理経費、一時保管場所などを検討のうえ、民間資源化施設の活用を前提とした中間処理・資源化を検討していきます。

(3) 最終処分計画

最終処分場の確保は、安定したごみ処理事業を維持するために不可欠な廃棄物処理施設です。中間処理により減量化・無害化した後も処理残さが排出されるため、この処理残さを受け入れ、埋立処分する必要があります。

本市では、平成9年度に市の最終処分場での埋立処分を終了し、平成15年度以降は、市内では処分場を確保できず、県外施設へ処分を委託する状態が続いています。

今後、広域処理施設として整備する三浦市内の最終処分場で埋立てを行うこととなりますが、引き続き、排出抑制に努めつつ、不燃ごみの選別による資源物回収、可燃性残さの焼却・熱回収などにより、最終処分量の減量化を図るとともに、最終処分場の延命化を図り、環境に配慮した方法で適正に最終処分を行っていくこととします。

(4) 収集・運搬、処理・資源化量の見込み

計画基準年度（平成27年度）と目標年度（平成33年度）における、収集・運搬計画ほか各計画に見込むごみ量は、以下のとおりです。

表 5-2-2 ごみの種類別排出量 (単位: トン)

ごみの種類	平成27年度	平成33年度
燃せるごみ	90,667	79,505
不燃ごみ	5,417	3,043
資源ごみ	14,945	14,498
缶・びん・ペット	6,914	6,560
容器包装プラスチック	7,911	7,506
乾電池ほか	120	114
植木剪定枝	—	318
粗大ごみ	3,064	2,907
(小計)	(114,093)	(99,953)
集団資源回収品目	24,262	22,937
合計	138,355	122,890

表 5-2-3 中間処理・最終処分量 (単位: トン)

処理施設	平成27年度	平成33年度
焼却施設	93,409	82,398
積替保管施設 (最終処分)	5,417	—
資源化施設	19,741	19,625
粗大処理施設	3,179	—
不燃ごみ等 選別施設 (うち最終処分)	—	5,950 (1,720)
直接資源化	19,547	17,810
合計	141,293	125,783

* 焼却の前処理などの過程のため、処理・処分量は、表 5-2-2 の排出量より大きくなっている。

(参考) 種類別 1人・1日排出量 (単位: グラム)

ごみの種類	平成27年度	平成33年度
燃せるごみ	596	553
不燃ごみ	36	21
資源ごみ	98	101
粗大ごみ	20	20
(小計)	(750)	(695)
集団資源回収	160	159
合計	910	854

* 平成27年度は住民基本台帳人口、平成33年度は将来推計人口で割っている。

3 現行のごみ処理施設の整備状況

前項の(2)中間処理計画、(3)最終処分計画に従って、適正なごみ処理を実行するための処理施設は以下のとおりです。

(1) 現行の処理施設等

① リサイクルプラザ“アイクル”（再資源化施設）

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類10品目の全てに対応しています。

平成13年4月に稼働を開始してから15年が経過し、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいますが、設備点検や修繕等に対応し安定稼働を確保できるよう対策を講じています。

竣工：平成13年3月

処理能力：220 t／日（5時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）

② 南処理工場（焼却施設）

昭和58年の設置以来30年以上経過し、その間、安定的な焼却確保のための維持管理を行い、特に平成22～26年度には老朽化対策工事を重点的に実施し、安定稼働に万全を期しています。

竣工：昭和58年9月

処理能力：600 t／日（3炉 連続運転式ストーカ炉）

③ 南処理工場（粗大ごみ処理施設）

昭和58年の設置以来30年以上経過し、粗大ごみの破碎処理をするとともに、粗大ごみ中の鉄類を磁選機により回収しています。

竣工：昭和58年9月

処理能力：60 t／日（5時間）（粗大ごみの破碎・選別）

④ 不燃ごみ積替保管施設

不燃ごみ減容固化施設については、平成27年度に解体し、代替施設として不燃ごみ積替保管施設を建設しました。

不燃ごみ積替保管施設については、不燃ごみを圧縮・梱包しないで積替えを行い、広域処理施設の不燃ごみ等選別施設の稼働まで運用を継続していきます。

竣工：平成27年2月

保管能力：1,200 m³

(2) 施設の長寿命化・延命化対策

今後、現行の焼却施設と粗大ごみ処理施設については、広域処理施設の稼働までの間、安定的なごみ処理を行うために補修工事等を行っていきます。

また、その他の施設についても、施設・設備の老朽化に対応し、施設の長寿命化・延命化に努めた施設管理を行うことにより、引き続き安定した運転を確保し適正処理を維持していきます。

4 ごみ処理広域化計画に伴うごみ処理施設整備

広域処理施設として「焼却施設」「不燃ごみ等選別施設」および「最終処分場」を整備します。

(1) 広域処理施設

① 焼却施設

焼却施設では、燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性粗大ごみ、可燃性残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクルを行います。焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電します。

処理能力：360 t / 日（3 炉 連続運転式ストーカ炉）

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみ等選別施設では、不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎・選別処理を行います。選別された金属類は資源化します。可燃性残さは焼却し、不燃性残さは埋立処分を行います。

処理能力：30 t / 日（5 時間）（不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別）

③ 最終処分場（三浦市に設置）

最終処分場では、不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さを処理対象とし、埋立処分します。最終処分場は、屋根付き（クローズド型）処分場とします。

埋立容量：48,900 m³（覆土含む 埋立期間 17 年間）

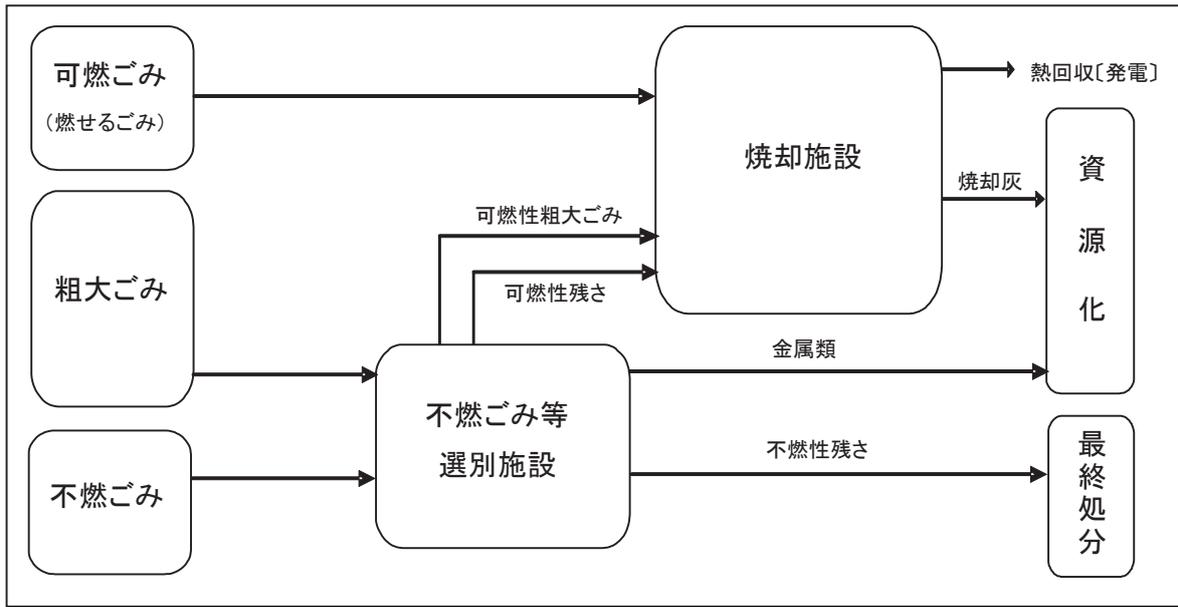


図 5-3-1 広域における処理基本フロー

施設	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
焼却施設		建設工事					施設稼動
不燃ごみ等選別施設		建設工事					施設稼動
最終処分場 (三浦市)			建設工事				施設稼動

図 5-3-2 施設整備スケジュール

(2) 本市の処理施設

広域処理施設で対応する「燃せるごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」以外の、資源ごみと集団資源回収品目については、図 5-3-3 に示すとおり、本市の再資源化施設で処理を行い、引き続き、資源ごみの品質向上やリサイクル推進のため、保守点検および緊急修繕等による保全業務を徹底し、安全で安定した運転を継続していきます。

・ リサイクルプラザ “アイクル”

容器包装廃棄物を中心とする再資源化のための中間処理施設として、引き続き、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックなどの選別・保管を行っていきます。

・ 南処理工場

広域処理施設稼働後の南処理工場跡地利用および施設の解体については、既存の不燃ごみ積替保管施設、し尿等下水道投入施設、資源循環日の出事務所の整理と合わせて検討していきます。

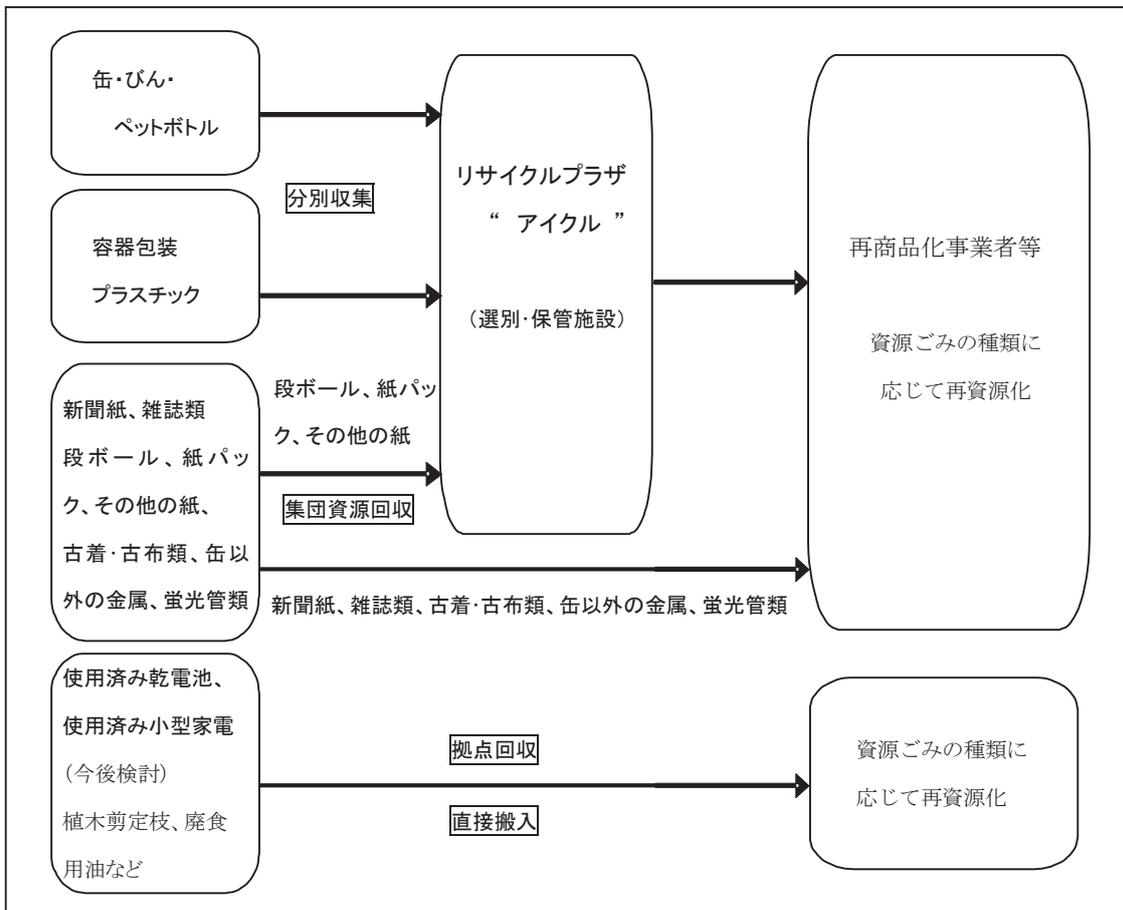


図 5-3-3 広域処理後の本市独自処理のフロー